

審議案件に関する概要

令和 4 年 9 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 2 月 2 8 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通21丁目南 1 番10号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ザ・ビッグ永山店 旭川市永山 5 条19丁目303- 1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	①イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹 札幌市白石区本通21丁目南 1 番10号 ②未定 (ドラッグストア) ③未定	
(3) 新 設 日	令和 4 年 1 0 月 2 9 日	
(4) 店舗面積の合計	3, 5 2 1 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1 7 2 台
	駐輪場の収容台数	7 0 台
	荷さばき施設の面積	1 2 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	4 5 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 翌午前 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 翌午前 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 1 4 5 < 設置台数 1 7 2 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 1 7 8 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	7 0 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。

	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・荷捌き施設①については、荷さばき処理能力1時間あたり4台に対し、1時間あたり3台搬入、荷捌き施設②については、荷さばき処理能力1時間あたり4台に対し、1時間あたり1台搬入、荷捌き施設③については、荷さばき処理能力1時間あたり6台に対し、1時間あたり1台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・通学時間帯に重なる朝市等の特売の際には駐車場出入口周辺に交通整理員を配置して学童や歩行者の交通安全を図る。 ・出入口看板、出庫時の停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場及び堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行なって必要駐車台数の確保に努める。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	52dB	◎	
		2	55dB	48dB	◎	
		3	55dB	43dB	◎	
		4	55dB	49dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	40dB	◎	
		2	45dB	38dB	◎	
		3	45dB	29dB	◎	
		4	45dB	33dB	◎	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		A1	空①③冷①③ 排⑩～⑬	40dB	40dB	◎
a1		空調機②	40dB	66dB	○	
a3		冷凍機②	40dB	62dB	○	
A2		空④排⑩～⑳	40dB	40dB	◎	
a2		空調機⑤	40dB	43dB	○	
a4	排気③	40dB	40dB	◎		

	a 5	排気④	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 6	排気⑤	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 7	排気⑥	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 8	排気⑦	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 9	排気⑧	4 0 dB	3 9 dB	◎
	a 10	排気⑨	4 0 dB	4 4 dB	○
	A 3	排気⑭～⑰	4 0 dB	2 4 dB	◎
	c 1	来客自動車	4 0 dB	3 7 dB	◎
	d 1	ドア開閉音	4 0 dB	3 9 dB	◎
	<p>・敷地境界で規制基準値を超える、a 1・a 3、a 2、a 10について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。</p>				
	再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	備考
	A 4'	空調機②冷凍機②	4 0 dB	3 2 dB	
	a 2'	空調機⑤	4 0 dB	2 6 dB	
	A 5'	排気⑨	4 0 dB	3 3 dB	
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行いません。 		
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 		
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう案内する。 ・午後10時以降は駐車場の一部を閉鎖して駐車場騒音の低減に配慮する。 ・室外機は最新の低騒音型を設置する。 		
	青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 17m ³ < 設置容量 45m ³		
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 		
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 		
	減量化、リサイクル等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 ・店舗にトレー・牛乳パック・空き缶の回収箱を設置し、リサイクル活動を行う。 		
	調理臭、悪臭の飛散防止		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ等の保管は、屋内の密閉施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。 ・調理場からの排気は屋上に拡散させて近隣住宅等への影響の低減を図る。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。 		

(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蟻集等を防ぐよう配慮する。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会 （北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川東警察署交通第一課）	協議済み
地元市町村（旭川市）	協議済み
道路管理者 （旭川市土木部土木管理課、上川総合振興局旭川建設管理部事業課）	協議済み
その他関係機関 （旭川市立永山小学校、旭川市立永山中学校）	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

((仮称) ザ・ビッグ永山店 : 法第 5 条第 1 項)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について。当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 4 条で述べられている、配慮事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において空調機及び冷凍機、排気音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で空調機及び冷凍機、排気音の合成音を再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

なお、それ以外の法第 4 条の指針に述べられている配慮は満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。また、上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。